

9. 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

○ 指定訪問介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第二章 訪問介護	第二章 訪問介護
（訪問介護員等の員数）	（訪問介護員等の員数）
<p>第五条 （略）</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者へ当該指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一括して運営されている場合には、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下（リ）の数に応じて同じ。）の数が四十又はその端数を増すにつれて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。（リの場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によるものとする。</p> <p>3 前項の利用者の数は、前二月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p> <p>4 第二項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら指定訪問介護の職務に従事するものもあつて不得力な者はならぬ。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合、同一敷地内にある複数の事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）の職務に従事することができる。</p> <p>5 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一括して運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準第五条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすこととをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>第五条 （略）</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等であつて事業者に常勤の職務に従事するものうち、事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。ただし、当該者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
（地域との連携）	（新設）
<p>第三十六条の二 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>3 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定介護予防訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準第四条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一括して運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準第五条第一項及び第三条の四第一項に規定する人員に関する基準を満たすこととをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
第三章 訪問入浴介護	第三章 訪問入浴介護
	（田各）

条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）第三十六条の二から第三十八条まで、第五十二条、第八十三条、第一百三十二条、第一百四十四条、第一百二十条並びに第四節（第七百二十七条第一項及び第七百四十条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について適用する。この場合において、第十九条中「内容」当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第一百一条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第一百二十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前一項」とあるのは「前項」と、第七百三十三条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

第十一章 特定施設入居者生活介護

（法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意）

第百八十条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームである指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下「」の条において同じ。）を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

第五節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護

九条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）第三十七条、第三十八条、第五十二条、第八十三条、第一百三十二条、第一百四十四条、第一百二十条並びに第四節（第七百二十七条第一項及び第七百四十条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について適用する。この場合において、第十九条中「内容」当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第七百三十三条中「前一項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第十二章 特定施設入居者生活介護

（法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意）

第百八十条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームである指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

第五節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護

の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

（受託居宅サービス事業者への委託）

第百九十二条の十（略）
2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第四十一条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）でなければならない。
3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第百九十三条に規定する指定福祉用具貸与及び指定地域密着型サービス基準第四十一条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。
4 5 8 （略）

第十三章 福祉用具貸与

（指定福祉用具貸与の基本取扱方針）

第百九十八条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 3 （略）

（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第百九十九条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。
1 指定福祉用具貸与の提供に当たつては、次条第一項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、か

の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

（受託居宅サービス事業者への委託）

第百九十二条の十（略）
2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第四十一条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）でなければならない。
3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第百九十三条に規定する指定福祉用具貸与及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第41条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。
4 5 8 （略）

第十三章 福祉用具貸与

（指定福祉用具貸与の基本取扱方針）

第百九十八条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行わなければならない。

2 3 （略）

（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第百九十九条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。
1 指定福祉用具貸与の提供に当たつては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に

つ、使用されるもう、専門的知識に基づき相談に応じるとして、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るがのとする。

一五 (略)

(福祉用具貸与計画の作成)

- 第百九十九条の一 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百四条の二第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 2 福祉用具貸与計画は、既に居住サービス計画が作成されている場合は、当該居住サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容にひいて利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならぬ。
- 4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。
- 6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。

(記録の整備)

- 第二百四条の一 (略)

選定され、かつ、使用されるもう、専門的知識に基づき相談に応じるとして、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るがのとする。

一五 (略)

(新設)

(記録の整備)

- 第二百四条の一 (略)

- 2 (略)
一 福祉用具貸与計画
二六 (略)

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準

(適用)

第二百六条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条(第五項及び第六項を除く)、第二百一十六条の二から第二百三十九条まで、第二百五十二条、第二百一条第一項及び第二項、第二百九十三条、第二百九十五条、第二百九十六条並びに第四節(第二百九十七条第一項及び第二百五条を除く)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第二百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域」、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十九条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第二百一条第二項中「待遇」とあるのは「サービスの利用」と、第二百九十七条第一項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第十四章 特定福祉用具販売

- 2 (略)
一五 (略)

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準

(準用)

第二百六条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条(第五項及び第六項を除く)、第二百一十六条の二から第二百三十九条まで、第二百五十二条、第二百一条第一項及び第二項、第二百九十三条、第二百九十五条、第二百九十六条並びに第四節(第二百九十七条第一項及び第二百五条を除く)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第二百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域」、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十九条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第二百一条第二項中「待遇」とあるのは「サービスの利用」と、第二百九十七条第一項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第十四章 特定福祉用具販売

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第二百四十四条 (略)

一 指定特定福祉用具販売の趣旨に当たっては、次条第一項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じることから、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。

二 (略)

(訓)

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第二百四十四条 (略)

一 指定特定福祉用具販売の趣旨に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。なお、指定福祉用具販売の利用がある場合は、第二百九十九条の一第一項に規定する福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

二 (略)

五 居宅サービス計画が作成されていない場合は、施行規則第二百二十二条第一項第三号に規定する居宅介護福祉用具購入費の支給の申請に係る特定福祉用具が必要な理由が記載された旨類が作成されていることを確認する。

(特定福祉用具販売計画の作成)

第二百四十四条の二 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。なお、指定福祉用具販売の利用がある場合は、第二百九十九条の一第一項に規定する福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

2 特定福祉用具販売計画が、既に廃止サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際に

は、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

(記録の整備)

第二百五十五条 (略)

2 (略)

一 特定福祉用具販売計画

二 (略)

(記録の整備)

第二百五十五条 (略)

2 (略)

(新設)

二 (略)